

国立大学法人奈良教育大学事務組織規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成18年4月12日規則第53号  
改正 平成19年4月4日規則第41号  
改正 平成19年8月29日規則第56号  
改正 平成20年4月9日規則第42号  
改正 平成21年4月8日規則第29号  
改正 平成23年3月24日規則第22号  
改正 平成24年3月30日規則第28号  
改正 平成25年9月20日規則第21号  
改正 平成26年3月26日規則第17号  
改正 平成26年6月24日規則第27号  
改正 平成27年7月29日規則第39号  
改正 平成28年4月27日規則第22号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の事務組織及び所掌事務の範囲を定めることを目的とする。

## 第2章 事務組織

(事務局)

第2条 本学に事務局を置く。

(事務局の分課等)

第3条 事務局にその事務を処理するため、教務課、入試課、学生支援課、教育研究支援課、企画連携課、総務課、財務課及び施設課を置く。

2 奈良教育大学教育学部には事務室を置かず、その事務は本学各課が所掌する。

(グループ等)

第4条 課にその事務を処理するため、グループ及び係を置くことができる。

(役付職員)

第5条 事務局に事務局長を置く。

2 課に課長を、主幹に主幹を置く。

3 課に副課長を置くことができる。

4 課及びグループに係長及び専門職員を置くことができる。係長及び専門職員は、事務職員、技術職員及び図書館職員をもって充てる。

5 課、グループ及び係に主任を置くことができる。主任は、事務職員、技術職員及び図書館職員をもって充てる。

(役付職員の職務及び権限)

第6条 事務局長は、学長及び理事の監督の下に事務局の事務を掌理する。

2 課長及び主幹は、上司の命を受けて、課及び主幹の事務を処理する。

3 副課長は、上司の命を受けて、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を直接処理するとともに専門的見地から課の事務を処理する。

4 係長及び専門職員は、主として担当する事務又は係の事務を処理するとともに、課及びグループ内の事務を協力して処理し、上司の命を受けた事項を処理する。

5 主任は、主として担当する事務を処理するとともに、課及びグループ内の事務を協力して処理し、上司の命を受けた事項を処理する。

### 第3章 所掌事務

(教務課)

第7条 教務課においては、次の事務を掌る。

一 学生の修学指導に関すること。

二 学生の在籍に関すること。

三 教育課程の編成及び授業時間割に関すること。

四 履修登録に関すること。

五 学期末試験に関すること。

六 非常勤講師に関すること。

七 学生の学業成績の整理及び学籍簿に関すること。

八 学生の休学及び退学等異動に関すること。

九 卒業・修了に関すること。

十 在学、成績、単位取得及び卒業等証明書並びに調査書（学生支援課の所掌するものを除く。）に関すること。

十一 卒業・修了証書台帳及び卒業・修了生名簿に関すること。

十二 大学院のカリキュラム、時間割に関すること。

十三 現職教員のカリキュラムに関すること。

十四 現職教員の受け入れに関すること。

十五 教育実習に関すること。

十六 教員免許状取得に係る申請に関すること。

十七 介護等体験に関すること。

十八 科目等履修生及び研究生に関すること。

十九 講義室・非常勤講師室の監守に関すること。

二十 教員等の出勤簿処理に関すること。

二十一 単位互換及び双方向遠隔授業に関すること。

二十二 ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関すること。

二十三 授業計画（シラバス）に関すること。

二十四 フレンドシップ事業に関すること。

- 二十五 インターンシップ（学生支援課の所掌するものを除く。）に関する事。
- 二十六 理数教育研究センターの事務に関する事。
- 二十七 公開講座（オープンクラス）に関する事。
- 二十八 所掌事務に伴う調査、統計その他報告に関する事。
- 二十九 その他教務に関する事務で他の課及び主幹の所掌に属さない事務に関する事。

（入試課）

第8条 入試課においては、次の事務を掌る。

- 一 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- 二 学生の募集及び入学者選抜試験に関する事。
- 三 入学者選抜方法の改善に関し、企画及び立案する事。
- 四 入学試験問題・答案の整理保管に関する事。
- 五 入学者選抜試験に係る広報に関する事。
- 六 所掌事務に伴う調査、統計その他報告に関する事。
- 七 入学者選抜に関する事。
- 八 大学入試センター試験に関する事。
- 九 入試情報の開示に関する事。
- 十 その他入学者選抜に関する事務で他の課及び主幹の所掌に属さない事務に関する事。

（学生支援課）

第9条 学生支援課においては、次の事務を掌る。

- 一 学生支援事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- 二 学生の学生生活（修学上のことを除く。）についての相談に関する事。
- 三 学生の賞罰に関する事。
- 四 学生に対する広報に関する事。
- 五 学生のメンタルヘルスに関する事。
- 六 学生のボランティア（修学上のことを除く。）の啓発に関する事。
- 七 授業料の免除、徴収猶予及び分納並びに入学料及び寄宿料の免除に関する事。
- 八 日本学生支援機構及びその他団体の奨学生に関する事。
- 九 学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険に関する事。
- 十 学生の課外教育活動に係る総括及び連絡調整に関する事。
- 十一 学生の課外教育活動に係る企画立案に関する事。
- 十二 学生の課外教育活動に係る指導助言に関する事。
- 十三 学生の課外教育活動施設（学生会館を含む。）の管理運営に関する事。
- 十四 学生の課外教育活動に関する情報の収集及び提供に関する事。
- 十五 学生の課外教育活動に係る印刷物の編集及び発行に関する事。
- 十六 所掌事務に伴う調査、統計その他報告に関する事。
- 十七 学生のアルバイトに関する事。
- 十八 学生の下宿等の紹介に関する事。
- 十九 女子寄宿舎及び国際学生宿舎の管理運営に関する事。

二十 学生の通学証明書及び学生旅客運賃割引証の発行に関する事。

二十一 学生食堂等の管理運営に関する事。

二十二 奈良教育大学生協同組合に関する事。

二十三 学生の進路指導に関する事。

二十四 学生の就職指導に係る総括及び連絡調整に関する事。

二十五 学生の就職斡旋及び求人開拓に関する事。

二十六 学生の就職指導に係る企画立案に関する事。

二十七 学生就職相談及び指導助言に関する事。

二十八 学生の就職に関する情報の収集及び提供に関する事。

二十九 学生の就職に係る印刷物の編集及び発行に関する事。

三十 学生のインターンシップ（修学上のことを除く。）に関する事。

三十一 外国人留学生の受入れに関する事。

三十二 外国人留学生の修学に関する事。

三十三 国費外国人留学生に係る奨学金（給与）に関する事。

三十四 外国の大学への学生の派遣に関する事。

三十五 その他外国人留学生に関する事。

三十六 国際交流留学センターに係る事務（企画連携課の所掌するものを除く。）に関する事。

三十七 保健センターに係る事務（総務課の所掌するものを除く。）に関する事。

三十八 学生企画活動支援事業に関する事。

三十九 拾得物、遺失物に関する事。

四十 新入生及び上回生研修に関する事。

四十一 学生の事件・事故に関する事。

四十二 その他学生に関する事務で他の課及び主幹の所掌に属さない事務に関する事。

（教育研究支援課）

第10条 教育研究支援課においては、次の事務を掌る。

一 図書館及び次世代教員養成センター施設の管理運営に関する事。

二 図書館及び次世代教員養成センターに属する公印の管守に関する事。

三 京阪奈三教育大学連携推進室に関する事。

四 研究協力事務の総括及び連絡調整に関する事。

五 内地研究員及び在外研究員に関する事。

六 民間等との共同研究、受託研究（財務課の所掌するものを除く。）に関する事。

七 科学研究費補助金、産学連携等研究費及び奨学寄付金（財務課の所掌するものを除く。）の受入れに関する事。

八 学術奨励及び学術団体との連絡調整に関する事。

九 図書資料の資産管理に関する事。

十 図書資料の選択及び検収に関する事。

十一 寄贈図書類の受入及び交換に関する事。

- 十二 図書資料の分類、目録作成及び編成に関すること。
- 十三 図書資料の閲覧及び貸借に関すること。
- 十四 図書資料の出納、整理及び保管に関すること。
- 十五 図書館の利用案内及び文献調査に関すること。
- 十六 文献の複写等に関すること。
- 十七 図書資料の相互利用に関すること。
- 十八 図書資料の電子化に関すること。
- 十九 図書資料の製本及び処分に関すること。
- 二十 紀要発行事務に関すること。
- 二十一 事務用電子計算機の管理及び保守に関すること。
- 二十二 事務の情報処理に関し、総括し、連絡調整すること。
- 二十三 教育のICT活用のための技術的支援業務に関すること。
- 二十四 所掌事務に伴う調査、統計その他報告に関すること。
- 二十五 その他教育研究支援に関する事務で他の課及び主幹の所掌に属さない事務に関すること。

(企画連携課)

第11条 企画連携課においては、次の事務を掌る。

- 一 自己点検・評価及び外部評価に関すること。
- 二 学長選考会議に関すること。
- 三 情報公開に関すること。
- 四 個人情報保護に関すること。
- 五 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- 六 将来構想及び大学改革等の企画・調査に関すること。
- 七 学則その他諸規則の制定及び改廃に関すること。
- 八 法人文書の管理等に関すること。
- 九 学生支援基金及び国際・学術交流基金に関すること。
- 十 所掌事務に伴う調査、統計その他報告に関すること。
- 十一 国際交流(学生に関するものを除く。)に関すること。
- 十二 地域との連携に関すること。
- 十三 公開講座等に関すること。
- 十四 免許状更新講習に関すること。
- 十五 社会教育主事講習に関すること。
- 十六 学校図書館司書教諭講習に関すること。
- 十七 教育職員免許法認定講習(奈良県教育委員会主催)に関すること。
- 十八 国際交流留学センターに係る事務(学生支援課の所掌するものを除く。)に関すること。
- 十九 特別支援教育研究センターの事務に関すること。
- 二十 ユネスコスクール関連事業に係る事務に関すること。
- 二十一 その他法人及び大学の企画連携に関する事務で他の課及び主幹の所掌に属さない

い事務に関すること。

(総務課)

第12条 総務課においては、次の事務を掌る。

- 一 法人及び大学の運営事務を総括し、及び連絡調整に関すること。
- 二 役員等の秘書に関すること。
- 三 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議に関すること。
- 四 運営会議その他の会議に関すること。
- 五 儀式その他諸行事に関すること。
- 六 公印の管守に関すること。
- 七 公文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。
- 八 教授会に関すること。
- 九 広報に関すること。
- 十 ホームページの情報管理・発信に関すること。
- 十一 大学概要等定期刊行物の編集及び発行に関すること。
- 十二 刊行物の集録及び整理保全に関すること。
- 十三 訴訟に関すること。
- 十四 教職員の定員に関すること。
- 十五 教職員の給与決定に関すること。
- 十六 教職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- 十七 教職員の人事記録に関すること。
- 十八 教職員の研修及び勤務評定に関すること。
- 十九 教職員の諸手当（退職手当、扶養手当等）に関すること。
- 二十 共済組合（出納に関するものを除く。）に関すること。
- 二十一 教職員の栄典及び表彰に関すること。
- 二十二 教職員の健康管理及び福利厚生に関すること。
- 二十三 職員団体に関すること。
- 二十四 教職員の災害補償に関すること。
- 二十五 附属学校の事務に関すること。
- 二十六 特別支援教育就学奨励費交付金に関すること。
- 二十七 給与（出納に関するものを除く。）に関すること。
- 二十八 所得税、住民税等に関すること。
- 二十九 社会保険に関すること。
- 三十 雇用保険に関すること。
- 三十一 源泉徴収票、雇用保険、国民年金、共済組合事務等に係る特定個人情報（財務課の所掌するものを除く。）に関すること。
- 三十二 保健センターに係る事務（学生支援課の所掌するものを除く。）に関すること。
- 三十三 衛生管理に関すること。
- 三十四 所掌事務に伴う調査、統計その他報告に関すること。
- 三十五 その他法人及び大学の運営に関する事務で他の課及び主幹の所掌に属さない事務

に關すること。

(財務課)

第13条 財務課においては、次の事務を掌る。

- 一 財務及び會計事務に關し、總括し、及び連絡調整すること。
- 二 會計關係の諸規則に關すること。
- 三 會計機關の公印の管守に關すること。
- 四 予算及び決算（月次決算、年次決算）に關すること。
- 五 資金の管理運用（資金運用、資金計画、ペイオフ、短期借入等）に關すること。
- 六 資産管理（物品、不動産）に關すること。
- 七 職員宿舎に關すること。
- 八 収入及び支出に係る經理に關すること。
- 九 物品及び図書資料の売買、貸借、請負その他の契約に關すること。
- 十 共済組合經理費の出納に關すること。
- 十一 寄附金、科学研究費補助金及び受託研究、受託事業等の經理に關すること。
- 十二 報酬・料金等の源泉徴収票及び支払調書に係る特定個人情報に關すること。
- 十三 学内清掃及び学内警備等に關すること。
- 十四 債權管理に關すること。
- 十五 預かり金及び有価証券に關すること。
- 十六 金融機關との取引に關すること。
- 十七 損害保險に關すること。
- 十八 自然環境教育センターの事務に關すること。
- 十九 構内の交通対策に關すること。
- 二十 学内の防火に關すること。
- 二十一 所掌事務に伴う調査、統計その他報告に關すること。
- 二十二 その他財務及び會計經理に關する事務で他の課及び主幹の所掌に屬さない事務に關すること。

(施設課)

第14条 施設課においては、次の事務を掌る。

- 一 施設整備に關し、總括し、及び連絡調整すること。
- 二 施設管理（FM 推進）及び長期計画に關すること。
- 三 工事に關し、企画し、及び予算案の資料を作成すること。
- 四 工事費の実施配分及び經理に關すること。
- 五 施設の立地計画、環境整備及び確保保全に關すること。
- 六 工事の設計に關すること。
- 七 工事費の積算に關すること。
- 八 工事の入札及び請負契約事務に關すること。
- 九 工事の施工に關すること。

十 工事の検査に関すること。

十一 工事用資材の検査及び監守に関すること。

十二 建物、土地、電気、ガス、給排水、電話、冷暖房設備等の維持保全に関すること。

十三 所掌事務に伴う調査、統計その他報告に関すること。

十四 その他施設に関する事務で他の課及び主幹の所掌に属さない事務に関すること。

#### 第4章 事務分掌

(事務分掌)

第15条 課の事務分掌については、必要に応じて学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月24日から施行する。

附 則 (平成18年規則第53号)

この規則は、平成18年4月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年規則第41号)

この規則は、平成19年4月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年規則第56号)

この規則は、平成19年8月29日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則 (平成20年規則第42号)

この規則は、平成20年4月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年規則第29号)

この規則は、平成21年4月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年規則第22号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成24年規則第28号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第21号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第17号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第27号)

この規則は、平成26年6月24日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年規則第22号)

この規則は、平成28年4月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。